

地域通貨の導入について

～ 普遍価値の創造を目指して ～

平成18年 4月 1日

地域通貨のいろんな可能性を探ります。

目 次

1 地域通貨導入の考え方	1
2 地域通貨導入の仕組み	3
3 導入のための体制整備	5
4 地域通貨の利用促進	7
5 旭川・遍く・労り・慈しむ会 が取り組むプロジェクトと地域通貨の関係	9

1 地域通貨導入の考え方

内閣府が公表した平成16年版「国民生活白書」は、地域の活動の価値を目に見える形で表現する手法の一つとして、地域通貨が注目を浴びつつあるとしています。

その中で、地域通貨は、住民あるいはNPOなど特定の地域やグループ内でのみ有効で、発行する目的に応じて、交換可能な地域、交換される対象、表現の方法や単位などを自由に決定できる。また、地域通貨を導入することにより、ボランティア活動や法定通貨で取引しにくいちょっとしたサービスに対して、目に見える対価を受け渡しできることから、担い手にとっては活動を継続させる励みになり、受け手にとってはサービスの提供を受けやすく、サービスのやり取りが地域内で活発化すると同時に、住民同士のふれあう機会が増加するとしています。

本市においても、豊岡地域において平成15年8～11月の3ヵ月間、「とよおか地域通貨実験事業」を実施しました。

今後、本市の実験事業の成果や他の先進事例等を参考に、地域通貨を導入し、本市の特長を活かした地域通貨の仕組みを構築します。

(1) 地域通貨モデルシステム検討委員会報告書

平成17年3月総務省に設置された「地域通貨モデルシステム検討委員会」が取りまとめた報告書は、地域通貨に取り組む目的に、コミュニティ活動の活性化と地域経済の活性化の2点を挙げている。

地域通貨に参加する住民は、自身が「できること」、「してほしいこと」を登録し、地域通貨を使って他の参加者との間でサービスをやり取りすることにより、希薄になりつつあった住民の共同体意識が再構築され、コミュニティ活動活性化の契機となる。また、地域社会に貢献するボランティア活動やNPO等の活動に地域通貨を活用することで、これまで潜在的には存在するものの具現化されてこなかった社会貢献活動の掘り起こしが促進され、まちづくりや環境改善等の推進に役立てることができるとしています。

潜在需要の喚起や余剰資源の有効活用、地産地消の促進など、地域通貨を活用することで、地元商店街と住民との間に「顔の見える関係」を構築し、商店街の活性化につなげたり、あるいは、域外からの来訪者との交流に地域通貨を取り入れることで、定期的に地域を訪れる「交流人口」の増加につなげることも期待されるとしています。

(2) 地域通貨活用による地域の活性化

地域通貨は、法定通貨（日本銀行券：円）とは異なり、その地域内に限って通用する通貨で、特に法的な制約を受けることはありません。創意と工夫により、市民参加による「まちづくり」推進の有効手段として期待されております。

一般的には、市場（法定通貨）では流通しない“もの・サービス”（家事の援助や不要品のやりとり等）の流通を円滑にするための対価（通貨）として導入されておりますが、NPO法人等が行うコミュニティ活動を円滑に実施するための手段（市民参加の動機付け、コミュニティ活動の対価又はその一部、活動のPR）としても有効と考えます。

(3) 当NPO法人が目指すコミュニティ活動

現在設立予定のNPO法人は、①情報リテラシーの向上、②地産地消の推進とCSAの導入、③コンポスト（堆肥化）の実施、④観光資源を活用した街づくりを内容とする事業を想定しており、それぞれ、地域通貨を適用することを考えています。

市民は、その時々において、地域通貨の提供（もの・サービス等の受け取り）者であったり、地域通貨の受け取り（もの・サービス等の提供）者となり、適用の範囲を拡大しつつ、地域内を循環する仕組みを構築します。

それぞれの活動における地域通貨の発行・流通等については、それぞれの推進プロジェクト（当面は研究会）に提案し、研究連絡会（仮称）の場で検討します。

(4) 推進体制の確立

今後、NPO法人の設立を目指しますが、当面は、賛同者を募り、町内会、商店街等に働き掛け、研究会を立ち上げます。

地域通貨は特定の地域に限って有効ですが、その地域が狭すぎると十分な効果が発揮できません。将来的には、市内全域に流通する共通通貨として発展させる必要があります。

そのため、行政（市関係部局）、市内有識者（大学等）、企業・団体（商工会議所等）、市民活動グループ（NPOサポートセンター等）、市民委員会連絡協議会、商店街振興組合連合会等に協力を呼び掛け、推進協議会（仮称）の設立を図り、NPOサポートセンターが実施した実験事業の成果と課題を踏まえ、また、他の先進事例等を参考に、市民の参加による、市の長を活かした、市固有の地域通貨の定着を通じ、商店街の活性化を図るなど、活力ある旭川市の実現に貢献します。

2 地域通貨導入の仕組み

地域通貨の導入には、その管理主体を定め、発行、流通、減価、手数料の規則を明確にする必要があります。

当面は、賛同者を募り、研究会を発足させ、地域通貨の呼称や形態（紙幣、通帳、ICカード）を始め、取引の公平・平等性、法定通貨（円）との関係、保有残高がマイナスとなった会員の取引、法律・税務上の問題などについて検討し、できれば推進協議会（仮称）の場で決定することとします。

また、地域通貨の流通管理には、即時性と正確性を要し、個人情報を扱うことからセキュリティ対策も不可欠です。

そのためには、運用管理体制を整備し、リスク管理を行うとともに、遊休資源・サービス等の取引における送り手と受け手を仲介するコーディネータ機能や苦情処理等のトラブル対応の窓口機能なども果たす必要があります。

(1) 研究会の発足

研究会参加者は、取組に理解と参加意欲があれば、性別、年齢、経験の有無、健常者か否かは問いません。

ただし、研究会の連絡等はインターネット（メール等）を介して行うことが多いことから、インターネットの利用が可能又は概ね半年以内に利用が可能になることが必要です。

また、発足後は、1～2ヵ月に1回程度（土・日、平日の午後6次以降）開催する予定であり、1000円以内の会費（印刷費、会場借料等）を支払って参加できることとします。

なお、研究会は原則オープンとし、必要に応じて開設予定のホームページで開示を行います。

推進協議会の設立の目途がつけば、発展的に解散します。

(2) 地域通貨発行の考え方

地域通貨の発行は、高い信頼性と即時性を要することから、市の主導又は協業により一元的に管理することが適当と考え、住基カードの利用や自治情報センターのアプリケーション・ソフトの利用も視野に検討します。

地域通貨の発行管理は、コミュニティセンター（仮称）に設置する管理主体が、別途定める「地域通貨運用規則」に基づき実施します。

地域通貨の発行は、例えば、次のような場合に行うよう定めます。

- ア 市民、市民活動グループ、団体等が年会費を納入したとき
- イ C S Aによる農業支援を推進するため、前納金を支払うとき
- ウ 障害者、高齢者が市民活動に参加を呼び掛ける目的で、年度初めに
- エ 観光客に、商店街等で買い物をしてもらうことを目的に、玄関口で
- オ その他各種事業主体から要請があったとき

(3) 地域通貨の流通(利用)

地域通貨は、地域通貨を利用して自分が「できること」又は自分が「してもらいたいこと」の交換を始め、後述する、情報リテラシーの向上、地産地消とC S A支援、コンポスト（堆肥化）の実施、観光資源を活用した街づくり推進などの取り組みにおいて利用することを考えます。

また、商店街における利用については、商店街が取扱う商品の多くは地域外から法定通貨で仕入れる場合が一般的であり、その商品を地域通貨で提供・販売することは困難と考えられますので、ポイントカードのように一定金額に対して一定の地域通貨（特売日にはその比率を高める）を与えたり、廉売品を地域通貨で提供することなど、創意工夫が必要です。

なお、商店街に集まった地域通貨は、使い道がないという課題が指摘されていますが、商店街共通のイベントとして抽選会等の景品に変えて地域通貨を与えたり、イベント等の案内（ホームページ掲載）、POPやデコレーション作成、店頭美化（生け花、展示会）

などに地域通貨を利用する方法、定休日等を利用して、商店街行事として参加者を募り、地域通貨が活用できる各種農業イベント等（農産品買い物ツアー）を企画することなども考えられます。

(4) 地域通貨の減価

地域通貨発行の考え方で示したとおり、地域通貨は、毎年着実に発行され発行残高が蓄積され、膨大な量に達することが想定されます。

年度末には、すべての地域通貨保有額を減価します。但し、減価の前に、障害者や高齢者、市民活動グループ等に譲渡することも可能にします。

地域通貨は、発行者にはマイナス、受け取った人はプラスが表示され、全体でも相殺されてプラス・マイナスでゼロとなります。従って、年度末にプラスの保有者がいる一方、マイナスの保有者（合計すればプラス保有者の合計と一致します）が生じます。

地域通貨は利用して初めて効果を発揮するもので、減価をしなくとも影響はありませんが、地域通貨が有り余ってくると地域通貨を獲得しようとするインセンティブが無くなること、減価の時期が迫ると利用しようとするインセンティブが働くことの利用面を期待して行うものです。

また、減価はその個人が不特定のマイナス保有者を支援することを意味しますが、全体で見ますと、その減価総額は、市民が、遊休資源の活用や市民活動を通じて経済外の効果を生み出したものと云えます。

プラス・マイナスでゼロとなることから、マイナス保有者の残高も減価されますが、自らマイナスを解消するような活動の場を見いだす努力も必要となります。ただ、残高がマイナスだからもう地域通貨が使えないという訳ではありません。地域通貨を利用することによってコミュニケーションが広がり、その効果を発揮するのが地域通貨です。返せる時、返せる機会があればお返しする気持ちがあれば良いのです。

3 導入のための体制整備

地域通貨の導入には、検討すべき課題も多く残されております。当面、次のような方向で推進する考えです。

(1) 地域通貨の管理体制

管理主体の役割は、市や関係機関・団体等の協力を得、関連事業の連携を図り、相乗効果を発揮させることにより、会員規程の作成・周知、情報ネットワーク整備をはじめ、

会員の拡大を図り、会員に対して、信頼性の高い情報を、効率的に公開することです。具体的には、次のような役割です。

- ア 地域通貨の発行、流通管理を適正に行うこと。
- イ 公開した情報の維持・管理、信頼度の向上を図ること。
- ウ 地域住民の合意を得、わかり易く、取り組みが容易なシステムを整備すること。
- エ 会員の生産プラン・生産情報、「できること」・「してもらいたいこと」のメニュー、地域通貨利用店舗・イベント登録等の情報を充実させ、それらを公開すること。
- オ C S A支援やコンポスト資材等の提供側と受取側の需給バランスを確保すること。
- カ 相談窓口等を設定し、トラブル対応や苦情処理を迅速に行うこと。

(2)地域通貨の呼称

地域通貨の名称は、「ユウユウ（仮称）」、その単位を「ユウユウ」とし、1ユウユウ（地域通貨）は1円（法定通貨）を目安とします。

但し、地域通貨を法定通貨に換金することはできません。

呼称・デザインについては、公募などで決定しますが、例としての「ユウユウ」は、「友・結」又は「悠・結」を想定しています。その他「裕」、「遊」などもあります。

(3)地域通貨の形態

地域通貨の形態には、紙幣方式、通帳方式、I Cカード方式が考えられます。また、最近では、携帯電話による方式も可能性を高めています。

紙幣は、法定通貨と同じ感覚で利用することができますが、流通の実態、個人ごとの保有状況等を把握することが難しい。また、後述する手数料納入が自動化できない等の問題があります。

通帳は、取引を行う双方が通帳に記載し、お互いに確認印を押すという煩わしさが生じます。通帳を確認することで、流通の実態、保有状況等を把握します。また、手数料は、通帳確認の際に一括納入（定期的に）する方法が考えられます。

I Cカードは、取引の都度、“もの・サービス”の提供者にプラスチャージ、受取手にマイナスチャージを行います。手数料納入も自動化できる外、地域通貨以外に多用途に利用可能です。

携帯電話は、お財布携帯が今後普及が進むとされておりますが、パソコンを不要とするところが魅力ですが、高齢者等に文字の表示、小さなボタンの操作ガキになるところです。

今後の発展性、操作性、経済性、安全性等を考慮すれば、I Cカードか携帯電話かあるいはその併用かに落ち着くものと考えます。

(4) 地域通貨の利用規則

地域通貨の利用は会員間の信用、善意やボランティアが基本であり、会員の自己責任が原則です。

しかし、情報内容の信頼性を高め、不作為・故意によるトラブル等を事前に回避ことにより、市民の多くが安心して参加できるよう、一定の規則を定める必要があります。

このため、構想の推進に当たっては必用最小限の規程を定め、それを遵守するよう、周知を図ります。

内容には、会員資格や利用手続に関する事、会員の責務や管理主体の責務に関する事、地域通貨の発行・手数料・減価・譲渡やトラブル対応等利用の適正化に関する事などがあります。

(5) 情報システムの整備

地域通貨は、個人情報も多く扱うことからセキュリティに配慮したネットワークの整備が必要であり、市民が参加して行ういろいろな活動場面に共通して利用を進めることからそれら事業との連携した整備が必要です。

そのため、地域通貨の管理主体が行うか否かは別にして、情報システムの整備は総合的、一元的に管理することが必要になります。

情報システムの機能としては、地域通貨の発行管理の外、コミュニケーション機能（ホームページを開設）、利用者の管理機能、農業生産者を支援する機能、市民・消費者・中間需要者を支援する機能、各種の需要と供給を調整する機能、クレーム処理機能等を整備する必要があります。

4 地域通貨の利用促進

地域通貨の利用を促進するためには、運営主体の継続を含め、それを維持、円滑に推進するための仕組みが必要になります。

以下に、その内容を示します。

(1) 「できること」、「してもらいたいこと」

地域通貨は発行しても利用する機会がなければ、その効果を発揮できません。利用を

促すための“もの・サービス”が豊富に提供されることが、最も重要になります。

会員相互の創意工夫により、地域通貨を使用して「できること」、「してもらいたいこと」を数多くホームページ上で公表し、遊休資源(人・物・経験等)の発掘に努めます。

それは、地域、公共機関、学校、農・林家、農業団体等、食品産業、地元産業、地元商店街、市民活動グループ、消費者(家庭)などあらゆる場面を想定します。

(2) 商店街等における利用の促進

商店街等における利用については、「地域通貨の流通(利用)」で示しました。

商店街は、扱う商品を含む、街並みや集まる人、イベント等が一体となって一つの文化を形成しています。そのいずれの一つでも欠けることになると、その魅力が薄れ、停滞を招くことになります。

地域通貨の利用可能な店舗に登録すれば、観光客等に無償で地域通貨を発行することになりますが、その観光客が来客として訪れ、仮に、1万円の商品を1割の地域通貨を利用して購入したとすれば、1,000円の地域通貨が戻り、9,000円の売り上げがあったことになります。無償の地域通貨発行は、そうした誘引を期待して行うものです。

(3) 運用管理のための手数料徴収

地域通貨の運用管理は、発行管理、流通残高の管理を始め、リストの公開やその維持・更新、ICカードの維持・管理等があり、特定の個人やボランティア活動のみに依存することには、無理があります。

こうした運用管理に当たっては、会費のほか、地域通貨の取引額の一定割合(例えば5%)を手数料として管理主体に納付(マイナスチャージ)を義務づけ、地域通貨の回収を図るとともに、事業収入として、事業の継続と円滑な推進を図ります。

(4) 保有残高がマイナス会員の取引

会員は、会費納入、CSA支援、“もの・サービス”の提供等を通じて地域通貨を獲得しますが、“もの・サービス”の提供を受けることによって減少し、中には、期間途中で地域通貨を使い果たすことも考えられます。

そうした会員は、“もの・サービス”を提供して地域通貨を獲得すれば問題ありませんが、それができない場合であっても保有残高をマイナスにして、“もの・サービス”の購入を行えるようにします。また、特例として、マイナスの保有者には法定通貨(円)との引き替えでマイナス保有高を解消することを可能にするよう検討します。

それによって、提供される“もの・サービス”を必要とする購入者の範囲が(地域通

貨のマイナス保有者にも) 拡大し、その取引がより可能になると考えるからです。

(5)クレーム処理・相談窓口の開設

地域通貨の利用は、会員相互の責任と信頼の基に成り立ちます。しかしながら、それぞれが、会員規約に従い、モラルの遵守や信頼情報の発信等に努めたとしても、作為・不作為によるトラブルには避けられず、絶えず備えが必要です。

相談ごとやクレーム(苦情)処理を疎かにし適切な対応を誤れば、信頼度が低下し、会員の離反を招くことになります。

そのため、クレーム処理・相談窓口を開設し、「QアンドA」による対応やクレーム(苦情)処理のルール化を図り、責任分担を明確化するなど、再発防止と改善を行い、信頼を損なわないように努めます。

5 旭川・遍く・労り・慈しむ会 が取り組むプロジェクトと地域通貨の関係

既述したとおり、地域通貨は、自分が「できること」又は自分が「してもらいたいこと」の交換を始め、NPO法人が取り組む考えの事業についても参加の動機付けや円滑な推進のために活用を図ります。

(1)情報リテラシーの向上プロジェクト

パソコン講習会では、参加費の一部に利用したり講習会場で受講できない場合への対応等を可能にします。

インターネットを利用できるようになれば、バーチャルモールでの買い物を済ませ、宅配業者等に地域通貨を支払ってその商品を届けてもらったり、簡単なインターネットアンケートに回答し地域通貨を獲得することなどが考えられます。

一般に、高齢者・障害者等は地域通貨は支払いに偏る傾向がありますが、インターネットを介して、高齢者・障害者等の経験やノウハウ等を提供する可能性が増大します。

(2)地産地消とCSA支援プロジェクト

地産地消・CSA支援では、地域通貨を支援の奨励策として導入し、イベント等への参加や庭先や直売所の購入の際に利用できるようします。

CSA支援を促進するため、生産者の公表する生産プランに賛同し、農産物代金を前払いした時点で、生産者・支援者の双方に、前払い金の一定割合の地域通貨を発行します。

生産者は、生産プランの公表や臨時雇用、作業ボランティアの公募をインターネットに掲載したり掲載作業を依頼する場合、あるいは、臨時雇用、作業ボランティアの賃金の一部又は謝礼として地域通貨を利用します。

(3) コンポスト(堆肥化)の実施プロジェクト

コンポストの取り組みは、社会的には大きな効果はあっても、参加者個人にとって目に見える効果を及ぼすものではないと云えます。

社会的・経済的に効果があるとしても参加者個人にメリットがなければ、面倒な分別排出より、比較的容易な分別排出で焼却・埋め立ての方式を選択することになりがちです。

家庭系生ゴミ、事業系生ゴミのうちたい肥化が可能なものは100%たい肥化することによって、社会的・経済的な効果が增大しますが、焼却とたい肥化が混在すると分別作業の重複や施設稼働率の低下などを招きます。

そのため、コンポスト化の推進に当たっては、コンポスト向けの分別排出やゴミステーションの管理、コンポストたい肥の購入、コンポストたい肥を利用した農産物の購入等に対して、それを奨励する手段として地域通貨を発行することとします。

(4) 観光資源を活用した街づくり推進プロジェクト

地域通貨の導入は、観光資源の活用による地域の活性化を図る上で有効な手段と考え、地域通貨の運営管理主体（コミュニティセンター（仮称）内に設置）が、商店街などの登録店等と協議の下、観光客（ビジター）等に、空港ターミナルやJRサービスカウンター（仮称）等で一定額の地域通貨を発行します。

地域通貨の利用は、一般の場合と同様ですが、商店街の登録店では、購入代金の一定割合の支払いに充てたり、限定品については、地域通貨で買い物が出来るようにします。